

事務センターだより

第126号
平成 26年 11月 14日
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



11月も中旬に入り、テーマパークや商店ではクリスマスのムード一杯になってきました。学校事務センターでは、県教委による手当確認、宮城県からの視察者への対応も無事に終えて、年末調整の点検・入力や、2回目教材備品購入を中心にがんばっております。

学校事務あれこれ



【 県教委 手当確認について 】

県教委による手当確認が行われました。その結果、今後は下記のようにしますのでお願いします。

住居手当

借家借間で家賃を払っている職員は、事後確認で、直近の領収書か、口座引き落としの通帳コピーを付けることになっています。

業者からの家賃支払証明書も領収書とみなしていたのですが、領収書には代えられないということです。今後は、領収書か通帳コピーを添付してください。

扶養手当

被扶養者の収入が増えたり、新たに個人年金などを受給することになったら、事後確認まで待たずに、すみやかに申し出てください。

特に夫婦の収入比較することで、扶養手当を受給している職員は、昇給など相手の収入の変化に気をつけて、逆転した時点で申し出てください。

出張関係

県外出張など、早朝出発、夜間帰着の確認のために、復命書 所感欄に、出発時間・帰着時間を記入してください。

【 2回目教材備品購入について 】

第1回目の教材備品の納品が済み、差金で、第2回目の教材備品の品目が決定されました。市教委、学校事務センターと連携し契約の手続きも済みしました。

2学期中には、納品される運びです。今しばらくお待ちください。

【 修学旅行等引率明細書の？ 】

小学校では修学旅行が終わり、学校事務センターには、修学旅行等引率旅費明細が届いています。調整額欄に一(マイナス)が出ているのは何？と、思われたかたもいるのではないのでしょうか。

見積書が発行された時点では5%だったのが、請求の段階では8%になっており、その差額は、業者が値引きしています。

旅費条例の運用により、引率旅費明細で計算した額が、業者からの請求書よりも安い場合は調整するようになっているので、この一(マイナス)にするわけです。県へのデータ送信の切り日11/20に間に合った職員は、12月25日振込になっています。



【 期末勤勉手当 支給日12月10日 】

期末勤勉手当が満額もらえない職員の期間率は、学校事務センターの報告に基づき、県教委が確認・決定します。6月2日から12月1日までの間で、任用がなかったり、休んでいる部分は減額になります。12月1日の基準日前1カ月以内に在職している職員は、減額はありますが支給の対象になります。



学校事務に関する問い合わせや相談ごとがあれば 亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766

(リーダー 久保田)

